

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>企業年金等（適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金等）の健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="863 815 1477 907"> <tr> <td data-bbox="863 815 1209 907">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1209 815 1477 907">一 百万円 （▲222,400 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一 百万円 （▲222,400 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一 百万円 （▲222,400 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化する中で、老後の所得保障の充実を図るため、公的年金制度を補完する企業年金等の一層の普及及び円滑な運営を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して課税される。 そのため、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少するとともに（特に、個人が運用指図を行う確定拠出企業年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営並びに老後生活の安定と福祉の向上を図る必要がある。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している中で、老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	(要望の性格上明示困難)
		政策目標の達成状況	(要望の性格上明示困難)
	有効性	要望の措置の適用見込み	適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金等の積立金を受託する機関（全国共済農業協同組合連合会、生命保険会社、信託会社）に適用される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業年金等による積立金が確保されることにより、国民の老後の所得保障の充実とともに勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後生活の安定が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金制度等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	無し

		要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及が促進され、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後生活の安定が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度及び平成 20 年度税制改正要望において、課税停止の延長を要望。